

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

五大特許庁及びその他主要知財庁における
特許出願から特許査定までの期間の現状と実態
に関する調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

4. 中国

4.1 審査期間に関する政策等

中国国家知識産権局（SIPO）から政策等は特に公開されていないが、専利法第 21 条が品質ポリシーの一つとして捉えられおり³⁶、この中に適時性等期間に関する記載がある。

<専利法第 21 条>

国務院専利行政部門及びその特許再審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する特許の出願及び請求を処理しなければならない。

国務院専利行政部門は完全にかつ正確に、適時に特許情報を発表し、特許公報を定期的に発行しなければならない。

4.2 公的統計情報

中国国家知識財産権局の 2015 年の年報³⁷に統計情報が記載されている。この中に、実体審査が行われた出願件数と審査係属の月数（Examination Pendency）の統計があり、2015 年の審査係属の月数は 21.9 か月で、2014 年より長いが徐々に短くなっている。³⁸

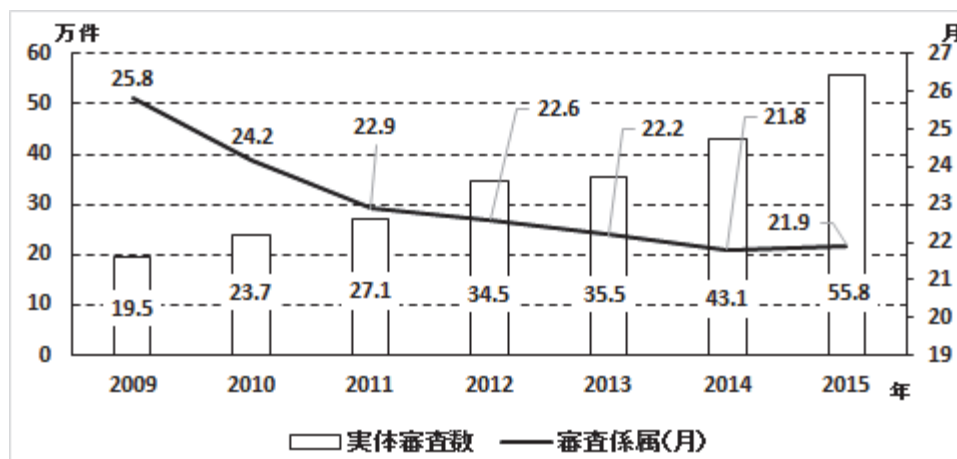


図 CN-1：実体審査数及び審査係属月

³⁶ 平成 27 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国の品質目標・管理体制及びユーザー評価に関する調査研究報告書（特許編）」http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou_h27/h27_report_01p.pdf（最終アクセス日：2017 年 2 月 10 日）

³⁷ Annual Report 2015 <http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2015/>（最終アクセス日：2017 年 2 月 10 日）

³⁸ Annual Report 2015 「IV. Patent Application and Examination」

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2015/201606/P020160603402726016621.pdf>

（最終アクセス日：2017 年 2 月 6 日）

4.3 制度・手続

専利法は、2015年12月2日付けで第四次専利法改正草案（送審稿）³⁹発表されているが、国務院法制事務室に掲載されているが施行はされていないため、2008年に行われた第三次改正法が最新の専利法である。

- ・専利法：2009年10月1日施行⁴⁰
- ・専利法実施細則（以下、「実施細則」という。）：2010年2月1日改正⁴¹
- ・専利審査指南：2010年2月1日改正⁴²。2016年10月27日付けで意見募集稿⁴³の発表後、2017年2月28日付けで改正の決定が公布され、2017年4月1日施行効予定⁴⁴。

中国専利法では、発明創造とは、発明特許、実用新案特許及び意匠特許（それぞれ、以下「特許」、「実用新案」及び「意匠」という。）を示す（専利法第2条各項）。また、特許出願には、「特許」に関する通常の特許出願の他に分割出願があるが、本報告では特に記載がない限り、通常の特許出願について記載をする。

<専利法第2条>

- ・発明：製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案
- ・実用新案：製品の形状、構造又はその結合に対する、実用に適した新たな技術方案
- ・意匠：製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対する、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計

³⁹ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/opinion20151202.pdf
（中国語、原文、最終アクセス日：2017年1月10日）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20151202r.pdf
（日本語、JETRO訳、最終アクセス日：2017年1月10日）

⁴⁰ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001rev.pdf
（日本語、JETRO訳、最終アクセス日：2017年1月10日）

⁴¹ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20100201.pdf
（日本語、JETRO訳、最終アクセス日：2017年1月10日）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/admin20100201.pdf
（中国語、最終アクセス日：2017年1月10日）

⁴² https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf
（日本語、JETRO訳、最終アクセス日：2017年1月10日）

⁴³ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/opinion20161027_1.pdf
（中国語、最終アクセス日：2017年1月10日）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20161027_1.pdf
（日本語、JETROによる仮訳、2016年10月27日発表の意見募集稿、最終アクセス日：2017年1月10日）

⁴⁴ http://www.sipo.gov.cn/zwgg/jl/201703/t20170302_1308618.htm（中国語、最終アクセス日：2017年3月9日）
「修正対照表」<http://www.sipo.gov.cn/zwgg/jl/201703/P020170302404662983516.pdf1>（中国語、最終アクセス日：2017年3月9日）

4.3.1 方式審査等

出願日は、国務院専利行政部門が出願書類を受領した日又は、郵送の消印日である（専利法第 28 条、実施細則第 11 条）。

第 28 条

国務院専利行政部門が、特許出願書類を受領した日を出願日とする。出願書類が郵送された場合は、郵送の消印日を出願日とする。

実施細則第 11 条

専利法第 28 条及び第 42 条に規定する状況を除き、専利法に言う出願日とは、優先権を有するものについては優先権日を指す。

本細則に言う出願日とは、他に規定がある場合を除き、専利法 28 条に規定する出願日を指す。

出願は予備審査が行われる（専利法第 34 条、実施細則第 44 条第 1 項）。必要書面が不足する場合は、国務院特許行政部門は、出願人に意見の陳述又は補正の提出を要求する。所定期間内に補正しないときは、当該出願は取り下げられたものとみなされ、補正後も要件を満たさないときは、当該出願は却下される（実施細則第 44 条第 4 項）。

< 審査される項目（実施細則第 44 条第 2 項） >

- ・ 発明に関する出願（専利法第 2 条第 2 項）
- ・ 公序良俗、遺伝資源の取得・利用の適法性（専利法第 5 条）
- ・ 外国人・個人の出願の要件（専利法第 18 条、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項）
- ・ 不特許事由（専利法第 25 条）
- ・ 願書等の必要な書類（専利法第 26 条）
- ・ 遺伝資源の由来の記載（専利法第 26 条第 5 項）
- ・ 出願の単一性（専利法第 31 条第 1 項）
- ・ 補正が可能な内容的範囲（専利法第 33 条）
- ・ 一部の実体的要件（専利法第 34 条、実施細則第 44 条第 1 項第 1 号）等
- ・ 願書への記載事項（実施細則第 16 条及び第 26 条第 2 項）
- ・ 明細書の書式（実施細則 17 条～21 条）

第 34 条

国務院専利行政部門は発明特許の出願を受領後、予備審査により本法の要件に合致していると認めた場合、出願日から満 18 か月後に公開する。国務院専利行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を繰り上げて公開することができる。

実施細則第 44 条

専利法第 34 条と第 40 条に言う予備審査とは、特許出願が専利法第 26 条又は第 27 条に規定する書類とその他の必要な書類を具備しているか、これらの書類が規定の書式に合致

しているかを指し、さらに以下の各項を審査する。

(1) 発明特許出願が専利法第 5 条、第 25 条に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第 18 条、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項又は本細則第 16 条、第 26 条第 2 項の規定に合致していないではないか、専利法第 2 条第 2 項、第 26 条第 5 項、第 31 条第 1 項、第 33 条又は本細則第 17 条～第 21 条の規定に明らかに合致していないではないか。

(4) 出願書類が本細則第 2 条、第 3 条第 1 項の規定に合致するか。

国務院特許行政部門は審査意見を出願人に通知し、指定の期限内に意見の陳述又は補正をするよう要求しなければならない。期限が満了になっても出願人が補正しない場合は、その出願を取り下げられたものと見なす。出願人が意見を陳述し又は補正した後、国務院特許行政部門がなお前項の各規定に合致していないと考える場合、却下しなければならない。

4.3.2 審査請求前の調査報告書

審査請求前の調査報告書は作成されない。

4.3.3 出願公開

国務院専利行政部門は、方式審査により特許出願が専利法の要求に合致していると認めた場合は、当該出願の出願日又は優先日から 18 か月後に公開される（専利法第 34 条第 1 文）。

第 34 条

国務院専利行政部門は発明特許の出願を受領後、予備審査により本法の要件に合致していると認めた場合、出願日から満 18 か月後に公開する。国務院専利行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を繰り上げて公開することができる。

4.3.4 早期公開

国務院専利行政部門は、請求により、特許出願の繰り上げ公開をすることができる（専利法第 34 条第 2 文、実施細則第 46 条）。

第 34 条

国務院専利行政部門は発明特許の出願を受領後、予備審査により本法の要件に合致していると認めた場合、出願日から満 18 か月後に公開する。国務院専利行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を繰り上げて公開することができる。

実施細則第 46 条

出願人がその特許出願の早期公開を請求する場合は、国務院特許行政部門に申し出なければならない。国務院特許行政部門は当該出願について予備審査を行った後、拒絶するものを除き、直ちに出願を公開しなければならない。

4.3.5 審査請求

発明特許の出願人は、発明特許の出願日又は優先日から 3 年以内に審査請求ができ、正当な理由なく、審査請求期限までに審査請求しなかった場合、その出願は取り下げられたものとみなされる（専利法第 35 条第 1 項）。第三者による審査請求はできない。国務院特許行政部門は、必要と認めるときは、審査請求がなくても、独自に特許発明の出願について実体審査を行うことができる（専利法第 35 条第 2 項）。

実体審査請求の提出期限満了前 3 か月の時点で、出願人が実体審査請求を提出していないときは、審査官は期限満了前通知を発行しなければならない（審査指南第 1 部分第 1 章 6.4.2 第 1 号）。

第 35 条

発明特許出願の出願日から 3 年以内、国務院専利行政部門は出願者が随時提出する請求に基づき、その出願に対して実体審査を行うことができる。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しなかった場合、当該出願は取り下げられたものとみなす。国務院専利行政部門は必要と認める場合、自ら発明特許の出願に対して実体審査を行うことができる。

審査指南第 1 部分第 1 章 6.4.2（実体審査請求の審査及び処理）

実体審査請求に対する審査は以下の要求に従って行われる。

(1) 実体審査請求の提出期限が満了する 3 か月前の時点で、出願人がまだ実体審査請求を提出しない場合、審査官は期限満了前通知書を発行しなければならない。

4.3.6 早期審査・優先審査

「発明専利出願優先審査管理弁法」（2012 年 8 月 1 日施行、以下、「弁法」という。）⁴⁵に優先審査が規定されている。

これによれば、審査は、優先審査の請求の承諾を得た日から 1 年以内に審査が終了する（弁法第 2 条）。

⁴⁵ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20120801.pdf
(JETRO 訳、最終アクセス日：2017 年 1 月 10 日)

優先審査の手続きには、優先審査の申立書（知識産権局の審査、コメント及び捺印が必要）、及び、特定の機構が発行した検索報告書果等が必要である（弁法第7条及び第8条）。優先審査の請求をすると、優先審査をすべきか否かの確認が行われ、承諾がされると出願人に通達される（弁法第9条）。当該申請が承諾されると、承諾された日から30営業日以内に第1回目の拒絶理由通知が送付される（弁法第10条）。出願人は2か月以内に補正等により回答を行い、当該回答が遅れた場合は、優先審査は中止されて一般の出願として扱われる（弁法第11条）。なお、優先審査が適用される分野は弁法第4条に記載されている。

優先審査の申立書は、地方の省・自治区・直轄知識産権局により発行されるものであり、外国人にとっては難しいとの意見もある。⁴⁶

弁法第2条

国家知識産権局は、出願人からの申立に応じて、要件に適合している発明専利出願の審査を優先し、優先審査申立に関する承諾を得た日から起算して1年以内にこれを終了させる。

弁法第4条

審査を優先することができる発明専利出願として下記のものが含まれる。

- (1) 省エネ環境保護、新世代情報技術、バイオ、先端装置製造、新エネルギー、新材料、新エネルギー自動車などの技術分野に関する重要な専利出願
- (2) 低炭素技術、資源の節減など「グリーン発展」に寄与する重要な専利出願
- (3) 同一の主題に関して中国で初めて専利出願し、そして他の国や地域にも出願する当該中国における初出願
- (4) 国家利益又は公共の利益にとって重大な意義を有するその他の優先審査が必要な専利出願

弁法第7条

出願人は優先審査手続きを行うには、下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 省・自治区・直轄市知識産権局が審査し、コメントを記入して公印を捺印した「発明専利出願優先審査申立書」
- (2) 専利検索要件を備える機構が発行した所定の様式に適合する検索報告書、又は他の国若しくは地域の専利審査機構が発行した検索報告書、審査結果及びその中国語訳文

弁法第8条

第7条2号に言う専利検索要件とは、下記のことを指す。

- (1) 「専利審査指南」に定めた検索用専利文献及び非専利文献を使用して検索する要件を備えること
- (2) 検索担当者は専門の技術的バックグラウンドを持ち、専利実務に関する教育及び検索に関する教育を受けたこと
- (3) 対応する専門の技術的分野の検索担当者によって、「専利審査指南」の関連要求に従

⁴⁶ 「中国における特許出願の早期権利化」（2013年1月18日、JETRO）
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/2198/>（最終アクセス日：2017年1月10日）

い、優先審査を申立てられた発明専利出願について検索を行うことができること

弁法第 9 条

国家知識産権局は、優先審査申立の受理と確認を実施し、確認の結果を出願人に遅滞なく通達するものとする。

弁法第 10 条

優先審査に関する承諾を得た発明専利出願について、国家知識産権局は遅滞なくこれを処理し、優先審査申立に関して承諾日から起算して 30 営業日以内に第一回拒絶理由通知書を送付するものとする。

弁法第 11 条

審査を優先された発明専利出願に関して、出願人はなるべく早期に回答又は補正を行わなければならない。出願人による拒絶理由通知書の回答期間は 2 か月とする。出願人の回答が遅れた場合、国家知識産権局は優先審査を中止して、一般出願として扱うものとする。

4.3.7 特許審査ハイウェイ (PPH)

通常型 PPH、PCT-PPH、PCT-MOTTAINAI 及び IP5-PPH に参加している。

4.3.8 拒絶理由通知への応答

国務院専利行政部門は、出願が専利法の規定に合致していないときは、出願人に拒絶理由を通知し、指定期間内に意見の陳述をするか、その出願を補正するよう求め、期限を過ぎても応答しないときは、当該出願は撤回されたものとみなされる（専利法第 37 条、審査指南第 2 部分第 8 章 5.1.1）。また、意見の陳述等を行った後に依然として専利法の規定に合致しないときは、当該出願は却下される（専利法第 38 条）。

拒絶理由通知への応答期限は、最初の拒絶理由通知については 4 か月（審査指南第 2 部分第 8 章 4.10.3）、2 回目の拒絶理由通知については 2 か月（審査指南第 2 部分第 8 章 4.11.3.2 の第 5 項）である。

第 37 条

国務院専利行政部門は発明特許出願に対して実体審査を行った後、本法の規定に合致していないと認める場合、出願者に通知を行い、指定の期間内に意見を陳述するか、あるいはその出願を修正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合、当該出願は撤回されたものと見なされる。

審査指南第 2 部分第 8 章 5.1.1 (応答の方式)

審査意見通知書に対しては、出願人は専利局で規定した意見陳述書、或いは補正書という方式（本指南第 5 部分第一章第 4 節を参照）によって、指定の期限までに応答しなければ

ならない。出願人が提出した具体的な応答内容のない意見陳述書或いは補正書でも、出願人の正式な応答になる。これについて審査官は、審査意見通知書における審査意見に対して出願人が具体的な反対意見を提示していないこと、審査意見通知書で指摘した出願書類の欠陥を克服していないことと理解してよいとする。

第38条

発明特許の出願について、出願者が意見陳述又は修改を行った後、国务院專利行政部門が依然として本法の規定に合致しないと認める場合はこれを却下する。

審査指南第2部分第8章4.10.3（応答期限）

審査官は審査意見通知書において、応答期限を指定しなければならない。当該期限は、審査官が出願に関連している要素を考慮した上で確定する。これらの要素には、審査意見の数と性質、出願で補正となり得る作業量及び複雑さなどがある。1回目の審査意見通知書の応答期限は4か月である。

審査指南第2部分第8章4.11.3.2（2回目の審査意見通知書の内容及び要求）第5項

審査手続を加速させるために、2回目の審査意見通知書では出願に対する審査の結論を出願人に明確に告知しなければならない。2回目の審査意見通知書で指定される応答期限は2か月である。

応答の期間には、猶予期間が15日間ある（実施細則第4条第3項、審査指南第5部分5第7章2.1）。例えば、最初の拒絶理由通知への応答期間は、專利局が通知を発送した日から4か月と15日である。

実施細則第4条第3項

国务院特許行政部門が郵送する各種の書類は、書類発送の日より起算して満15日を以って、当事者の書類受領日と推定する。

審査指南第5部分第7章2.1（期限の起算日）

（2）通知と決定の推定受取日から計算する

すべての指定期限及び一部の法定期限は通知と決定の推定受取日から計算される。例えば、審査官が專利法37条の規定に基づいて、出願人による意見陳述又は出願補正について指定している期限（指定期限）は、出願人の審査意見通知書の推定受取日から計算される。また、專利法実施細則54条1項に規定された出願人による登記手続の実行期限（法定期限）は出願人の專利權付与通知の推定受取日から計算される。

推定受取日は、專利局が書類を出した日（当該日付は通知と決定に記載される）から15日間経過した日である。例えば、專利局が2001年7月4日出した通知書の推定受取日は2001年7月19日になる。

応答期間の延長は、1か月単位で2か月まで、1回のみ可能である。延長手続きは期間の満了前に行わなければならない（審査指南第2部分第8章5.1第3項、同第5部分第7章4.2第2項）。

審査指南第 2 部分第 8 章 5.1 (応答) 第 3 項

出願人は、指定された応答期限の延長を専利局に申し立ててよいとする。ただし、期限延長の申立は、期限満了の前に提出しなければならない。期限延長申立への対処は、本指南第 5 部分第 7 章第 4 節の規定を適用する。専利局が出願人からの応答を受け取ったら、後続の審査手続を開始してよいとする。後続の審査手続の通知書或いは決定書がすでに発行されている場合には、出願人がその後、元の応答期限以内で再度提出した応答について、審査官は考慮しなくてもよいとする。

審査指南第 5 部分第 7 章 4.2 (期限延長請求の許可) 第 2 項

延長期限が 1 か月未満である場合は、1 か月として計算される。延長期限は 2 か月を超えてはならない。同じ通知又は決定において指定された期限について、許可される延長は一般的に 1 回のみとする。

4.3.9 補正について

出願人は、審査請求時及び国務院特許行政部門が実体審査に入る旨の通知を受領した日から 3 か月以内に、補正をすることができる（実施細則第 51 条第 1 項）。

実施細則第 51 条

発明特許出願人は、実体審査を請求する時及び国務院特許行政部門が発行する発明特許出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より起算して 3 か月以内に、発明特許出願を自発的に補正することが出来る。

拒絶理由通知を受けた後の補正ができる期間は、最初の拒絶理由通知については 4 か月（審査指南第 2 部分第 8 章 4.10.3）、2 回目の拒絶理由通知については 2 か月（審査指南第 2 部分第 8 章 4.11.3.2 第 5 項）である。

また、拒絶査定に対する復審の請求と同時又は、専利通知書への返答又は口頭審理参加の際に、補正をすることができる（実施細則第 61 条、審査指南第 4 部分第 2 章 4.2 第 1 項）。

審査指南第 2 部分第 8 章 4.10.3 (応答期限)

審査官は審査意見通知書において、応答期限を指定しなければならない。当該期限は、審査官が出願に関連している要素を考慮した上で確定する。これらの要素には、審査意見の数と性質、出願で補正となり得る作業量及び複雑さなどがある。1 回目の審査意見通知書の応答期限は 4 か月である。

審査指南第 2 部分第 8 章 4.11.3.2 (2 回目の審査意見通知書の内容及び要求) 第 5 項

審査手続を加速させるために、2 回目の審査意見通知書では出願に対する審査の結論を出願人に明確に告知しなければならない。2 回目の審査意見通知書で指定される応答期限は

2 か月である。

実施細則第 61 条

請求人は再審を請求し又は専利複審委員会の再審通知書に回答する時に、特許出願書類を補正することが出来る。但し、補正は拒絶決定又は再審通知書に指摘された欠陥の除去に限るものとする。

審査指南第 4 部分第 2 章 4.2 (補正文書の審査) 第 1 項

復審請求の申立、復審通知書（復審請求口頭審理通知書を含む）への返答又は口頭審理に参加する際に、復審請求人は出願書類を補正することができる。ただし、補正は専利法第 33 条および専利法実施細則第 61 条 1 項に合致するものでなければならない。

4.3.10 拒絶査定不服審判

拒絶査定に不服がある場合は、拒絶査定不服審判に該当する制度として、「復審」がある。拒絶査定の通知を受けた日から 3 か月以内に、手数料を支払って、復審委員会による再審査の請求が可能である（専利法第 41 条、審査指南第 4 部分第 2 章 2.3 第 1 項、同 2.5 第 1 項）。

復審請求が請求期限内にされない又は所定の費用が払われないときであっても、当該期限内に間に合わなかった理由が取り除かれてから 2 か月以内に、当該期限満了日から 2 年以内に、権利回復の請求ができる（審査指南第 2 部分第 2 章 2.3 第 2 項及び第 3 項、同 2.5 第 2 項及び第 3 項）。

第 41 条

国務院特許行政部門は特許復審委員会を設置する。特許出願人が国務院特許行政部門の拒絶査定に不服があるときは、通知を受領した日から 3 か月以内に特許復審委員会に不服審判を請求することができる。特許復審委員会は審判後に決定をして特許出願人に通知する。特許出願人は特許復審委員会の決定に不服があるときは、その通知を受領した日から 3 か月以内に人民法院に提訴することができる。

審査指南第 4 部分第 2 章 2.3 (期限)

(1) 専利局で行った拒絶査定を受け取った日から起算する 3 か月以内に、専利出願人は専利復審委員会に復審請求を提出することができる。復審請求の提出期限は前述の規定に合致しない場合、復審請求を受理しないものとする。

(2) 復審請求の提出期限は前述の規定に合致しないが、専利復審委員会で受理しない旨の決定を行った後に、復審請求人が権利の回復請求を提出した場合に、もし当該権利回復請求が専利法実施細則 6 条と 99 条 1 項における権利回復についての規定に合致するなら、回復を許可し、かつ復審請求を受理すべきである。当該関連規定に合致しなければ、回復しないものとする。

(3) 復審請求の提出期限は前述の規定に合致しないが、専利復審委員会で受理しない旨

の決定を行う前に、復審請求人が権利の回復請求を提出した場合に、前述の 2 請求を併合処理することができる。当該権利回復請求で専利法実施細則 6 条と 99 条 1 項の権利回復についての規定に合致するなら、復審請求を受理すべきである。当該関連規定に合致しなければ、復審請求を受理しないものとする。

審査指南第 4 部分第 2 章 2.5 (費用)

(1) 復審請求人が拒絶査定を受け取った日から起算する 3 か月以内に復審請求を提出しているが、この期間以内に復審費を納付しないか、若しくは全額を納付していない場合には、その復審請求は提出していないものとみなす。

(2) 専利復審委員会が、みなし未提出決定を行った後に、復審請求人が権利の回復請求を提出した場合には、もし権利回復請求が専利法実施細則 6 条と 99 条 1 項の権利回復についての規定に合致するなら、回復を許可し、かつ復審請求を受理すべきである。前述の関連規定に合致しなければ、回復しないものとする

(3) 拒絶査定を受け取った日から起算して 3 か月後に、復審費を全額納付し、かつみなし未提出決定が行なわれる前に権利の回復請求を提出した場合には、前述の 2 請求を併合処理することができる。当該権利回復請求が専利法実施細則 6 条と 99 条 1 項の権利回復についての規定に合致するなら、復審請求を受理すべきである。当該関連規定に合致しなければ、復審請求を提出していないものとみなす。

復審査委員会は、復審請求書を、当該出願を審査した元の審査官に審査させ、その結果に基づいて、復審委員会は再審決定をして出願人に通知する（専利法第 41 条第 1 項、実施細則第 62 条）。

当該再審決定に不服があるときは、当該通知を受領した後 3 か月以内に、出願人は人民法院に訴訟を提起することができる（専利法第 41 条第 2 項）。

第 41 条

国务院専利行政部門は特許再審委員会を設置する。特許出願者は国务院専利行政部門の出願却下の決定に対して不服である場合、通知を受領した日から 3 か月以内に、特許再審委員会に再審を請求することができる。特許再審査委員会は再審後に決定を下し、かつ特許出願者に通知する。

特許出願者は特許再審査委員会の再審決定に対して不服である場合、通知を受領した日から 3 か月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

実施細則第 62 条

専利復審委員会は受理した再審請求書を国务院特許行政部門の元の審査部門に回して審査させなければならない。元の審査部門が再審請求人の請求に基づいて元の決定の取り消しに同意する場合、専利復審委員会はこれに基づいて再審の決定を行い、再審請求人に通知しなければならない。

4.3.11 登録前異議申立

登録前の異議申立制度はない。

ただし、何人も、公開日から権利付与の公告日まで意見書を提出することができる（実施細則第 48 条）。

実施細則第 48 条

発明特許出願の公開日から特許権付与の公告日まで、如何なる人でも専利法の規定に合致しない特許出願について国務院特許行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することが出来る。

4.3.12 登録料の支払い

特許査定後 2 か月以内に登録手続が行われた場合、特許証を交付、同時に登録し、公告（特許掲載公報発行）する（専利法 39 条、実施細則第 54 条）。登録手続には、登録料等を納付しなければならないが、期間が満了後も料金が納付されないときは、登録手続がなされなかったものとみなされる（実施細則 97 条）。

発明特許権は、公告日（特許掲載公報発効日）から効力を生ずる（特許法第 39 条）。

第 39 条

発明特許の出願に対して実体審査を行い、これを拒絶する理由が存在しない場合は国務院専利行政部門が発明特許権を付与する決定を下し、発明特許証書を交付する。同時に登記して公告し、発明特許権は公日から有効となる。

実施細則第 54 条

国務院特許行政部門が特許権を付与する旨の通知を出した後、出願人は通知を受領した日より起算して 2 か月以内に登録手続きを取らなければならない。出願人が期限内に登録手続きを取った場合、国務院特許行政部門は特許権を付与し、特許証を交付し、公告しなければならない。

期限が満了になっても登録手続きを取らない場合、特許権を取得する権利を放棄したものと見なす。

実施細則第 97 条

出願人は登録手続きを行う際、特許登録費、公告印刷費と特許権付与年の年金を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、登録手続きを行わなかったと見なす。

4.3.13 その他の制度

(1) 外国での審査結果等の利用

外国で出願済みのときは、外国での審査結果の資料等を提出するよう要求でき、正当な理由なく期限内に提出しないときは、当該出願は撤回されたものとみなされる（専利法第 36 条、規則第 49 条）。

第36条

発明特許の出願者が実体審査を請求する場合、出願日以前におけるその発明に関する参考資料を提出しなければならない。

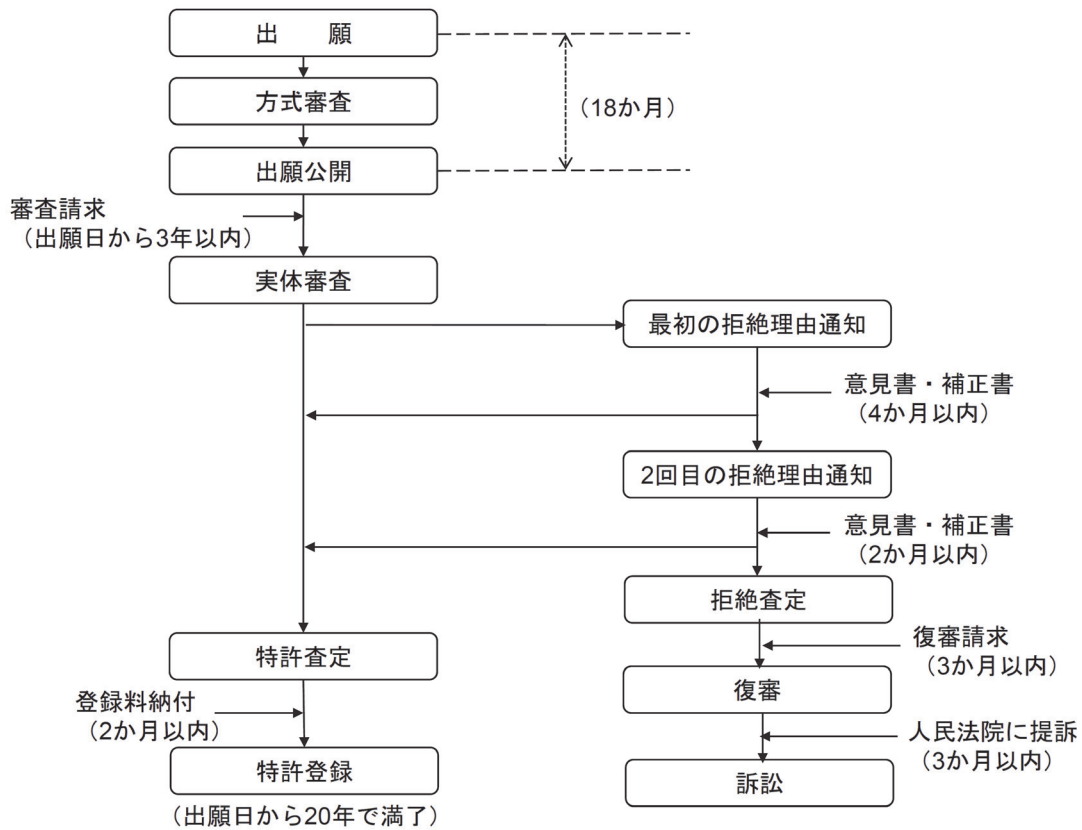
発明特許について外国で出願済みの場合、国務院専利行政部門は出願者に対し、指定の期間内に当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、当該出願は撤回されたものとみなされる。

規則第 49 条

発明特許の出願人は正当な理由があつて専利法第 36 条に規定する検索資料又は審査結果資料を提出できない場合は、国務院特許行政部門に申し出て、且つ関係資料を入手した後に補充として提出しなければならない。

4.4 特許出願の手続き

出願から登録までの手続きは以下のとおりである。⁴⁷



⁴⁷ 一般社団法人 発明推進協会の外国産業財産権侵害対策等支援事業「中国」を参考にして作成した。
<https://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/China.html> (最終アクセス日：2017年2月10日)

	日本	米国	欧州	中国	韓国	独 国
特許までの期間	審査請求日から15.2か月 (2014年)	係属期間25.3か月 (2016年)	審査請求日から28.9か月 (2015年)	審査係属期間21.9か月 (2015年)	公的なデータなし	公的なデータなし
最初の拒絶理由等の通知までの期間	審査請求日から9.5か月 (2015年)	出願から16.2か月 (2016年)	公的なデータなし	公的なデータなし	一次審査処理期間10.0か月 (2015年)	公的なデータなし
法律	特許法	特許法 (35USC)	欧州特許条約 (EPC)	専利法	特許法	特許法
規則	特許施行規則	特許規則 (37CFR)	施行規則	専利法実施細則	特許法施行規則	特許規則
審査請求前の調査報告	作成されない	作成されない	全出願について作成される (第92条、規則第65条)	作成されない	作成されない	出願人の請求により作成される (第43条)
公開日	出願日又は優先日から18か月 (第64条)	出願日又は優先日から18か月 (第122条)	出願日又は優先日から18か月 (第93条(1))	出願日又は優先日から18か月 (第34条)	出願日又は優先日から18か月 (第64条(1))	出願日又は優先日から18か月 (第31条(2))
早期公開請求	あり (第64条の2)	あり (第122条(b)(1)(A))	あり (第93条(1))	あり (第34条)	あり (第64条(1)、規則第44条(1))	あり (第31条(2))
審査請求期限	出願から3年 (第48条の3)	審査請求制度なし	調査報告の公開日から6か月 (規則第159条(1))	出願から3年 (第35条)	出願から3年 (第59条)	出願から7年 (第44条(2))
優先審査・早期審査	早期審査、スーパー早期審査、優先審査 (第48条の6)、早期審査	年齢・健康 (37CFR 1.102 (c))、早期審査 (MPEP708.02 (a))、優先審査 (MPEP708.02(b))	PACE (Official Journal November 2015)	省エネ環境保護、次世代情報技術等 (発明専利用願優先審査管理法)	あり (第61条、規則第39条)	あり (審査基準3.3.2)
PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH

*特に記載がない限り、括弧内の番号は、法律の条文番号を表す。

	日本	米国	欧州	中国	韓国	独国
拒絶理由応答期限	60日、在外者3か月 (第50条、方式審査便 覧04.10(1)7・(2)7)	最後以外：3か月 (MPEP710.02(b)、最 後：3か月 (MPEP 706.07(f))	4か月 (規則第132 条)	最初：4か月、最後： 2か月、猶予期間15日 (審査指南第2部分第 8章4.10.3)	2か月以内 (第63条、 規則第16条(1))	4か月～12か月 (審査 基準3.5)
拒絶理由応答期限の延長	2か月、在外者は1回 目2か月・2回目1か月・ 計3か月	最後以外：通知から 最長で6か月 (37CFR 1.134)、最後：通知 から最長で6か月 (MPEP706.07(f))	2か月 (規則第135 条)	2か月、1回のみ (審 査指南第2部分第8章 5.1(3))	1か月ごと最長4か月 (審査基準第1部第3 章4.2)	延長可能 (審査基準 3.5)
拒絶査定不服審判等の 請求期間	3か月以内 (第121 条)	6か月以内に審判請求 (37CFR1.134)	2か月以内 (第106 条、第108条)	3か月以内に再審査の 請求 (第41条、審査指 南第4部分第2章2.3及 び2.5)	30日以内 (第132条 の17)	1か月以内 (第73条 (1),(2))
登録前異議申立	なし	なし	特許付与公告日から9 か月 (第99条(1))	なし	なし	なし
設定登録料納付期限	特許査定日から30日 以内 (第108条)	特許許可通知から3か 月以内 (第151条(a)、 37CFR1.311(a))	登録付与通知後4か月 以内 (規則第71条 (3))	特許査定後2か月以内 (実施細則第54条)	特許査定通知日から3 か月以内 (第79条)	納付不要
出願維持年金	なし	なし	出願日から3年目以降 (規則第51条)	なし	なし	出願日から3年目以降 (第17条)
対応する外国特許出願情 報の提出義務	—	IDSの提出 (37CFR1.97)	—	外国での審査結果等を 提出 (第36条)	—	—
その他の特徴	—	RCE (第132条、 37CFR1.114)、審査 処分の停止 (37CFR1.103)	Further Processing (第121条)	—	再審査請求 (第67条 の2)、遅い審査 (第 40条の3)	特許出願から実用新 案を分岐出願可能 (実用新案法第5条)

	インド	タイ	ブラジル	カナダ	オーストラリア
特許までの期間	データなし	データなし	データなし	データなし	最初の審査結果の通知から14.0か月(2014年)
最初の拒絶理由等の通知までの期間	データなし	データなし	データなし	データなし	審査請求から9.5か月(2014年)
法律	特許法	特許法	産業財産権法	特許法	特許法
規則	施行規則	施行規則	産業財産庁規則	施行規則	施行規則
審査請求前の調査報告	作成されない	作成されない	作成されない	作成されない	出願人の請求により作成する(第43A条)
公開日	出願日又は優先日から18か月(第11A条(1)、規則第24条)	明確に規定されていない(第28条)	出願日又は優先日から18か月(第30条)	出願日又は優先日から18か月(第10条(2)、(3))	出願日又は優先日から18か月(規則第4.2条)
早期公開請求	あり(第11A条(1)、規則第24条)	なし	あり(第30条、第75条)	あり(第10条(2))	あり(規則第4.2条(3))
審査請求期限	出願日又は優先日から48か月(第11B条、規則第24B条(1))	出願公告(公開)日から5年(第29条)	出願日から36か月(第33条)	出願日から5年(規則第96条(1))	出願日から5年又は局長要求により2か月(第44条、規則第3.15・第3.16条)
早期審査・優先審査	あり(規則第24C条)	なし	環境技術、年齢、医薬品、極小・小規模団体等(決議175/2016、151/2015、80/2013、160/2016)	あり(規則第28条)、環境技術(規則第28条(1)(b))	あり(規則第3.17)
PPH	参加していない	日本との間でのPPH	米国との間でのPPH	通常型PPH、PCT-PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH	通常型PPH、PCT-PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH

	インド	タイ	ブラジル	カナダ	オーストラリア
拒絶理由応答期限	アクセプタンス期間内：6か月以内（規則第24B条(5)）	90日以内（第27条）	90日以内（第36条）	6か月（規則第30条）	アクセプタンス期間内：12か月以内（規則第13.4条）
拒絶理由応答期限の延長	3か月以内（規則第24B条(6)）	必要に応じて延長可能（第27条）	規定されていない	12か月以内（規則第152条）	規定されていない
拒絶査定不服審判等の請求期間	3か月以内（第117A条(2)）	60日以内（第72条）	60日以内（第212条、第213条）	6か月以内に連邦裁判所へ提訴（第41条）	21日以内に連邦裁判所へ提訴（連邦裁判所規則第34.24条）
登録前異議申立	公開から登録まで（第25条(1)）	公告（公開）日から90日以内（第31条）	なし	なし	許可公告日から3か月以内（規則第5.4条）
設定登録料納付期限	規定されていない	通知受領から60日以内（第33条）	出願承認後60日以内（第38条(1)）	認められる旨の通知後6か月以内（規則第30条）	公告日から3か月（規則第22.2I条(1)）
出願維持年金	なし	なし	出願日から3年目以降（第84条）	出願日から3年目以降（第27.1条、附則II項目30）	出願日から4年目以降（規則第22.2条(6)）
対応する外国特許出願情報の提出義務	出願日から6か月以内（第8条）	外国の審査結果受領後90日以内に提出・書類はタイ語の翻訳が必要（第27条、省令第22号第13条）	審査請求後に要求されたときは60日以内に提出（第34条）	—	—
その他の特徴	6か月のアクセプタンス期間（規則第24B条(5)）	—	医薬品はANVISAの事前の同意が必要（第229C条）、特許期間は特許付与日から10年以上（第40条）	—	12か月のアクセプタンス期間（規則第13.4条(1)）

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

五大特許庁及びその他主要知財庁における特許出願から
特許査定までの期間の現状と実態に関する調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>